

「横浜市駐車場条例施行規則」の一部改正に関する意見公募について

■ 改正趣旨

横浜市駐車場条例施行規則では、建築主が一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合に駐車場の設置を義務付けている横浜市駐車場条例の施行に関し、必要な事項等を定めています。

平成 28 年 4 月 1 日に「学校教育法の一部を改正する法律」が施行され、新たに「義務教育学校」が創設されることに伴い、関係規定の整備を図る等のため、改正を行います。

■ 改正概要

改正の概要は以下のとおりです。

(1) 駐車施設等の出口及び入口に関する規定について「義務教育学校」を追加する(規則第 5 条関連)

横浜市駐車場条例施行規則第 5 条では、小学校等の出入口から 10 メートル以内の道路に接する部分に駐車施設の出口及び入口を設けてはならないことを規定しています。

このたび「義務教育学校」の創設に伴い、「小学校」と同様に「義務教育学校」についても規定が適用されるように、当該規則に「義務教育学校」を追加する改正を行う予定です。

なお、平成 27 年 12 月 16 日に駐車場法施行令が一部改正され、「路外駐車場」の出入口の規定についても、同様に、「義務教育学校」が追加されています。

(2) その他、所要の改正(第 2 号様式・第 6 条第 2 項関連)

その他、所要の改正として、手続きの簡素化を図ることを目的に、横浜市駐車場条例第 7 条の規定による届出を市長が受理した場合の届出者への通知を廃止します。

■ スケジュール

意見公募期間^{※1} : 平成 28 年 3 月 1 日 (火) ~ 平成 28 年 3 月 7 日 (月)

施行予定日 : 平成 28 年 4 月 1 日 (金)

※1 : 意見公募の実施期間については、「横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 6 条」を適用し、意見公募の実施期間を短縮します。理由は以下のとおりです。

改正概要(1) : 他法令の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る改正であり、関係法令の施行日に間に合わせるため。

改正概要(2) : 本市が事務的に行う通知様式の改正であり市民の権利義務に直接関わらないため。

■ ご意見の提出方法

別紙「横浜市駐車場条例施行規則の一部改正に関する意見公募要領」をご覧ください。